

フリーランス取引適正化のための解説

フリーランス新法：発注事業者の遵守事項と重要ポイント

安心・公正な取引環境の実現に向けて

遵守事項：取引の適正化

1. 契約条件の明示（書面等）

業務内容、報酬、支払期日、契約解除条件などを明確に提示。



2. 報酬の期日内支払い

原則として役務提供日から60日以内の支払いを厳守。



3. 不当な取引条件の禁止

著しく低い報酬、不当な返品・やり直し、買いたたき等の禁止。



遵守事項：就業環境の整備

4. ハラスメント防止対策

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の防止体制を整備。



5. 育児・介護との両立配慮

育児や介護を行うフリーランスへの配慮を努力義務化。



6. 契約解除の予告

継続的な契約の解除・不更新時は、原則30日前までに予告。



重要ポイント

- 発注事業者は、フリーランスとの取引において、これらの事項を遵守する義務があります。
- 違反した場合、行政指導や勧告、公表の対象となる可能性があります。
- 法令遵守は、信頼関係の構築と持続可能なビジネスの基盤です。

発注から契約締結までのフロー



厳守すべき7つの禁止行為（1か月以上の業務委託に適用）



1. 受領拒否

委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと（発注事業者の都合による発注取消しや納期延期も含む）。



2. 報酬の減額

定めた報酬の額を後から減らして支払うこと（協賛金の撤収や振込手数料の差し引きも、名目を問わず禁止）。



3. 返品

受領した物品等を引き取らせるこ（不良品などフリーランスの責めに帰すべき事由がある場合を除く）。



4. 買いたたき

通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。報酬額はフリーランスと十分に協議して定めることが重要です。



5. 購入・利用強制

正当な理由がないのに、指定する物や役務の購入・利用を強制すること。



6. 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。



7. 不当な給付内容の変更・やり直し

費用を負担せずに、給付内容を変更させたり、受領後にやり直せたりすること。発注側の都合でキャンセルややり直しをさせる場合は、フリーランスが負担した費用を負担する必要があります。



適用条件とまとめ

これらの禁止行為は、1か月以上の期間行う業務委託について適用されます。フリーランスの了解や合意があったとしても、発注事業者の都合による行為は本法に違反する可能性があります。法令遵守を徹底しましょう。

健全な業務環境の確保：就業環境整備の 4つの義務（青を基調とした解説）

フリーランス新法に基づく、発注事業者が遵守すべき4つの主要な義務とポイント。



1. 募集情報の的確表示義務 (第12条)

- 広告等での募集時は、虚偽や誤解を招く表示を禁止。
- 情報を正確かつ最新の内容に保つ義務。
- 実際の報酬より高額に見たり、労働者募集と混同させないよう留意。



2. ハラスメント対策の体制整備義務 (第14条)

- セクハラ、マタハラ、パワハラ等の防止体制を整備。
- 相談窓口の設置・周知、方針の明確化。
- 事後の迅速かつ適切な対応と、プライバシー保護の徹底。



3. 育児・介護との両立配慮義務 (第13条)

- 6か月以上の業務委託が対象。
- 妊娠、出産、育児、介護との両立の申し出に対応。
- 内容把握、選択肢検討、配慮内容を伝達・実施（不実施は理由説明）。



4. 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (第16条)

- 6か月以上の継続的業務委託が対象。
- 契約解除・不更新は、原則30日前までに予告。
- フリーランスの請求があれば、遅滞なく理由を開示する義務。

これらの義務を遵守し、健全で持続可能なフリーランスとの取引環境を構築しましょう。

違反行為への対応とコンプライアンス体制の確立

フリーランス新法遵守のための重要なポイント

法令違反への行政対応プロセスと報復禁止

1. 法令違反発生時の行政対応フロー



行政機関は申出に基づき調査を行い、必要な指導・助言、勧告を実施。勧告に従わない場合は命令・公表の対象となり、さらに命令違反には罰金が科されます。

2. 報復措置の禁止



取引数量の削減



取引の停止



その他の不利益な取扱い

行政機関への申出を理由とした、取引の数量削減、停止、その他の不利益な取扱いは法律で禁止されています。

発注事業者が講すべき体制と相談窓口

3. 社内コンプライアンス体制の整備

- 社内周知の徹底：購買・外注担当者への法の義務と禁止行為（特に7つの禁止行為）を周知。
- 文書確認プロセス：募集情報、契約書等の全文書が法要件（電磁的明示含む）を満たすか確認。
- 相談体制の明確化：ハラスメント、育児介護等の相談窓口を設置し、フリーランスに周知。

4. フリーランス向け相談窓口

フリーランス・トラブル110番

法律違反か不明な場合や取引上のトラブルがある場合、弁護士にワンストップで相談できる窓口を利用できます。